

日本版Peppolの実現に向けて

2021年7月

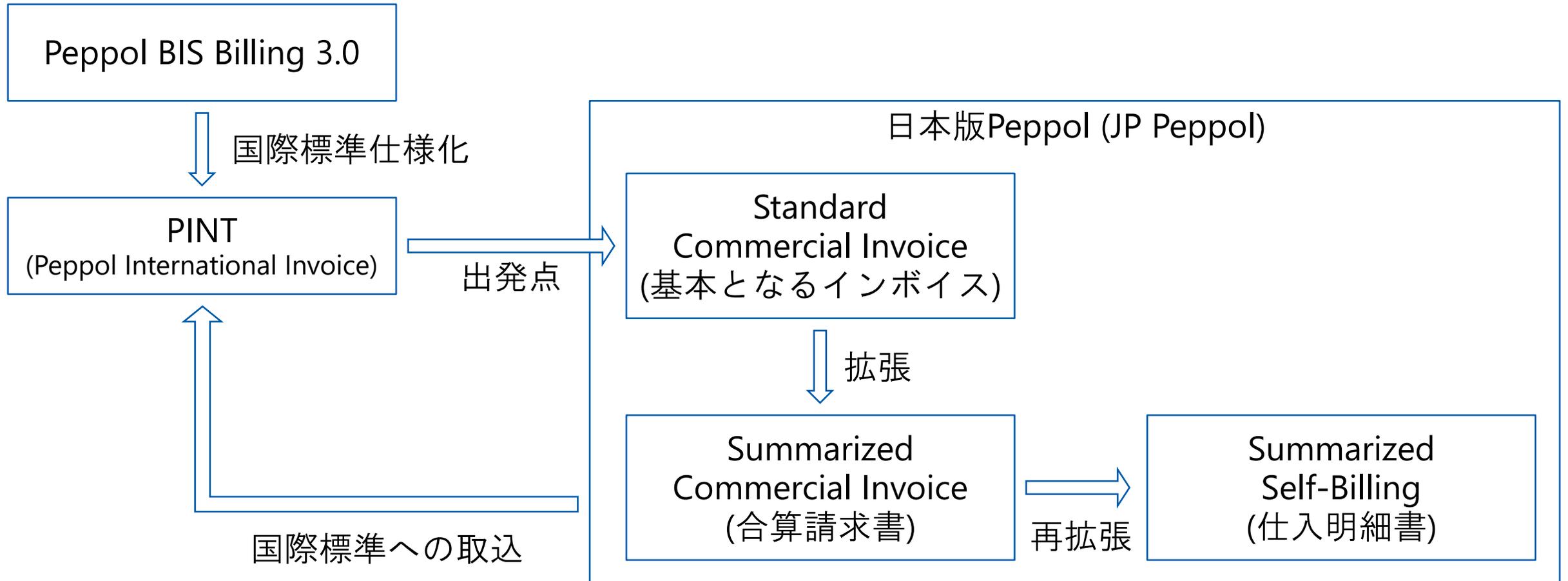
電子インボイス推進協議会

代表幹事法人 弥生株式会社

代表取締役社長 岡本 浩一郎

日本版Peppolの全体像

- 国際標準仕様(候補)であるPINTを出発点*とし、必要最小限の拡張を行う
 - ◆ 日本版Peppolは最終的にPINTに包含されることを目指す



* PINTは現時点(2021年6月末)では正式に採択はされていないが、日本で必要とする要件の多くを既に満たしていることから、OpenPeppolと合意の上、JP PeppolはPINTを出発点として検討を進めている

JP Peppolで実現すべき主要要件

法令上の要件

- 日本の付加価値税である消費税を扱えること
- 法令上の請求書等(インボイス、返還インボイス等)を識別できること
- 法令上必要な事項を記載できること
- 金額が整数で適切に記載されること(適切な端数処理も含む)
- 買手から売手に交付する仕入明細書に対応すること

業務上の要件

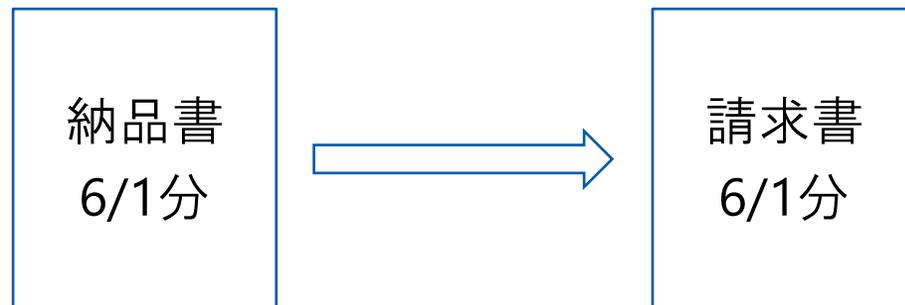
- 日本の一般的な業務に対応すること
 - ◆ 例えば、日本で一般的に利用される金融機関情報は、SWIFTコードやIBANなどの国際規格の金融機関コードと異なる
 - ◆ 可能な限り既存の仕様で吸収し、やむを得ない場合にのみ拡張を検討する
- 複数の納品取引を一つのインボイスに合算できること(合算請求書)
- 登録事業者以外も利用できること
 - ◆ 登録事業者以外が交付する区分記載請求書を扱えること

[参考] 都度請求書と合算請求書

都度請求書

■ 1納品書 = 1請求書

- ◆ 納品後すみやかに請求書を作成

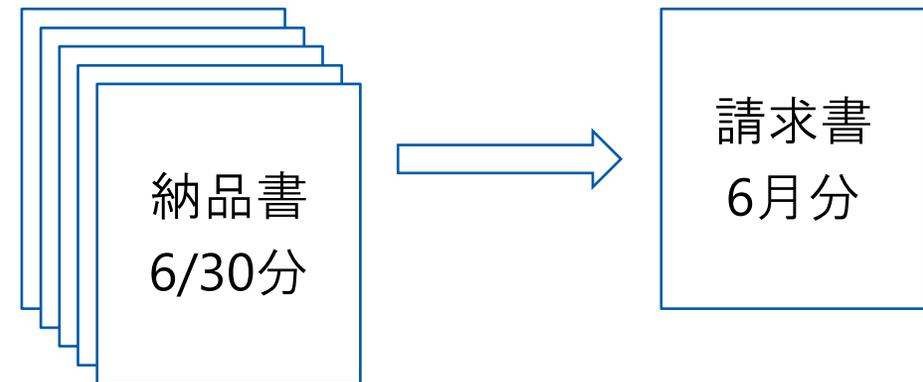


- ◆ 納品書がないケース、逆に納品書が請求書を兼ねるケースもある

合算請求書

■ N納品書 = 1請求書

- ◆ 月末など所定のタイミングで複数の納品書を合算して請求書を作成



- ◆ 合算請求書上の明細がどの納品書に由来しているのかを明記することによって、支払処理の自動化が可能

[参考] 区分記載請求書とインボイス

区分記載請求書

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△
●年■月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400円
	:
	合 計 43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象	

記載事項

1. 請求書発行者の氏名又は名称
2. 取引年月日
3. 取引の内容
4. 税率ごとに区分して合計した対価の額(税込)
5. 軽減税率の対象品目である旨
6. 請求書受領者の氏名又は名称

インボイス(適格請求書)

請求書	
〇〇(株)御中	(株)△△ (T1234...)
●年■月分	請求金額 43,600円
■月1日	割りばし 550円
■月3日	牛 肉 ※ 5,400円
	:
	合 計 43,600円
	10%対象 22,000円 内税 2,000円
	8%対象 21,600円 内税 1,600円
※は軽減税率対象	

記載事項

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

1. 登録番号 (課税事業者のみ登録可能)
2. 適用税率
3. 消費税額

免税事業者(登録番号を有しない事業者)はインボイスを交付できない

日本における要検討事項

■ 登録番号を有しない事業者(主に免税事業者)による利用のための対応

◆ Peppolを利用する際には、ユーザー(事業者)を一意に識別できるコードが必要

- 登録番号を有する事業者(個人・法人)は登録番号を、登録番号を有しない事業者であっても法人は法人番号を、それぞれ活用できるが、「登録番号を有しない個人事業者」については、利用できる番号がないため、一意に識別できるコードを独自に付番することが必要
- 限られた時間で対応できる方策を検討する必要がある
 - ただし、将来的には、汎用的に利用できる法人番号に準拠する「個人事業主番号」の検討と関連させることも必要ではないか

■ ユーザー(事業者)の本人確認

◆ OpenPeppolでは、サービスプロバイダー(アクセスポイント)に対し、ユーザー(事業者)の本人確認(Know Your Customer)を義務付けることを検討中

- ユーザーの法的な登録がある名称、住所、登録番号などをサービスプロバイダーが確認し、その正確性に責任を負うとされている
- ◆ 過度な義務はサービスプロバイダーの負荷になるだけでなく、ユーザーのPeppol利用意向をそぐ可能性があり、慎重な検討が必要

デジタルを前提として業務を見直すことも必要

- 電子インボイスを活用する上では、業務の前提条件が変わる
 - ◆ 見られる/手で作業することが前提とされない
 - ◆ 逆に、人によって見られない、機械で自動的に処理されることが前提となる
- デジタルを前提とすると、中長期的には合算請求書から都度請求書にシフトするはず
 - ◆ そもそも、合算請求書は、手作業の集約化や郵送費用の削減のため
 - ◆ 機械で処理される、郵送費用が不要となるのであれば、合算請求書である必要性は下がる
 - ◆ 経営のリアルタイム化の観点からは、本来は都度請求書の方が望ましいはず
- 全てがデジタルに一気に切り替わるわけではないことから、一旦は電子インボイスでも合算請求書を扱えることを目指すが、本来は業務そのものの見直しが必要になることに留意が必要
 - ◆ 人が見ない以上、「お取引有難うございました」も意味はなくなる